

■ 令和5年度 第4回新潟市環境影響評価審査会

日 時：令和6年3月13日（水）午後2時～午後3時

会 場：白山会館 1階 芙蓉の間

出席委員：松岡会長、五十嵐委員、石崎委員、岩瀬委員、及川委員、岡田委員、黒野委員、
佐藤根委員、藤堂委員、弓場委員、和田委員（以上11名）

傍 聴 者：6名

報 道：1名

（司 会）

ただいまから、令和5年度第4回新潟市環境影響評価審査会を開催いたします。

本日司会進行をさせていただきます、新潟市環境対策課の小池と申します。よろしくお願
いいたします。

はじめに本日の出席状況ですが、委員15名のうち8名の皆さまが会場で、3名の委員の
皆さまがウェブでご出席されております。委員定数の過半数を超えておりますので、新潟市
環境影響評価審査会規則第3条第2項の規定により、本日の審査会が成立しておりますこと
をご報告させていただきます。

ウェブでご参加の皆さまに連絡です。ご発言のとき以外はマイクをオフをお願いいたしま
す。また、質疑応答の際にZoomの挙手機能等ですとご発言の意向が分かりにくいいため、
どうぞご発声いただきまして、ご発言の意向をお示しいただければと思います。

会場でご参加の皆さまについては、ご発言の際はお手元のマイクをご使用ください。

なお、会議録作成のため、本会議は録音させていただいておりますので、ご了承ください。

それでははじめに、環境対策課長の田辺からごあいさつを申し上げます。

（環境対策課長）

皆さん、こんにちは。新潟市環境対策課長の田辺と申します。

日ごろより、本市の環境行政の推進にあたり、ご理解とご協力をいただきましてありがと
うございます。また、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、重ねて感謝申し上げます。

本日の審査会は今年度第4回目ということになり、案件はイーレックス株式会社様が事業
者となる「イーレックス新潟（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書について」となり
ます。この事業は聖籠町で計画されておりますけれども、隣接する本市は、事業の影響を受
ける関係地域として新潟県知事から環境保全上の意見を求められております。市長意見を取
りまとめるにあたり、委員の皆さまからは1月29日に現地への視察をお願いし、ご意見の

方をちょうだいしていたところであります。その後事務局の方で答申書の素案ということで整理しておりますので、ご確認をいただくようお願いします。

簡単ではありますが、開会のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

それでは議事に入る前に、本事業の方法書につきまして、本市より、審査会へ諮問をさせていただきます。

(環境対策課長)

新潟市環境影響評価審査会会長・松岡史郎様。環境影響評価方法書に対する意見について(諮問)。イーレックス新潟(仮称)建設計画に係る環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見を求めます。令和6年3月13日、新潟市長・中原八一。

どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

それでは、議事に入ります。以降の進行は松岡会長、よろしくお願いいたします。

(会 長)

時間も限られておりますので、円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。

それでは次第の2、「イーレックス新潟(仮称)建設計画に係る環境影響評価方法書について」、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

まずはじめに、資料1「イーレックス新潟(仮称)建設計画に係る環境影響評価の手続きについて」をご覧ください。

このたびのバイオマス発電所建設計画は、法アセスの対象であり、こちらのフロー図に沿って手続きが進められております。現在、赤囲みの方法書手続きに入っておりますが、当該事業は聖籠町で計画されているため、関係地域の市町村長の意見を聞いた上で、県知事が方法書に関する環境保全上の意見を述べる案件となります。

裏面をご覧ください。方法書手続きのうち、新潟市に関連する部分を抜粋しております。

事業者より昨年11月30日に方法書の送付があり、その後12月1日より1か月の縦覧に供されております。また、縦覧期間内である12月18日に新潟市北区文化会館で説明会が開催され、23名の来場があったと報告を受けております。

その後、事業者に提出された意見の概要について、事業者より送付を受けております。

なお、提出された意見の内容については、1月29日に開催しました事業者説明及び現地調査の資料として配布しておりますので、詳細は割愛させていただきます。

事業計画地に隣接する本市は、当該事業の環境影響を受ける関係地域として、県知事より環境保全上の意見を求められております。本日の審査会は、県知事へ提出する市長意見形成のため、答申書を取りまとめていただく作業となります。

続いて、資料2から4について説明いたします。

1月29日に開催した現地調査の後、本方法書に対するご意見等について、メールで照会させていただいたところです。委員の皆さまには沢山のご意見、ご質問をいただきましてありがとうございました。

大変恐縮ではありますが、事務局の方で改めて整理させていただき、資料2に意見、資料3にその他意見、ご質問といった形で取りまとめさせていただきました。こちらの資料につきましては事前に送付させていただいておりますので、ご確認いただいているかと存じます。本日の審査会では、各委員からいただいたご意見、それに対する事業者の見解、事務局の考えについて説明しました後、最終的に市長意見となります答申書の素案をご審査いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料2と資料4を使いまして説明させていただきます。

資料2をご覧ください。いただきました意見に対する事業者の見解・対応、事務局の意見等の取扱いについてという形で表に取りまとめております。事務局の意見等の取扱いについての欄には、答申書素案に反映する意見に○を付し、どのような内容を答申書に記載するかを記しております。また、いただきましたご意見のうち、事業者の見解をもちまして、特段、答申書へ記載する必要がないと思われるものについては、「事業者の回答を以って了とした」という記載にしております。

では、ご意見を答申書素案に反映させた項目を順に説明いたします。本日は時間が限られている中となりますので、誠に恐縮ではございますが、委員からの意見と事業者見解の読み上げは割愛させていただきまして、趣旨等を簡単に整理したうえで、事務局の取扱いを中心に説明していきたいと思っております。

まず、意見番号1から2のA委員、B委員からいただいた、バイオマス燃料に関するご意見です。

方法書におけるバイオマス燃料のペレット原材料の物質や調達等に関する記述が不十分ではないかとの内容です。事業者からは、ペレットの原料や製造プロセスなどを含め、可能な範囲で詳細を準備書に反映するという回答がありました。

バイオマス発電所におけるバイオマス燃料の情報は重要であると、事務局としましても認識しており、詳細な記載を求める必要があると考えておりますので、事務局としましては、「準備書においては、バイオマス燃料について、調達先における環境配慮の内容や製造・運

搬方法などの詳細を具体的に記載すること」という意見を付したいと考えています。

続いて、意見番号6のC委員からいただいた動物に関するご意見です。

希少種、絶滅危惧種であるエチゴモグラやチゴモズに関する重点的な調査及び周りの海岸林との接続部分を意識した調査をしていただきたいとの内容です。事業者からは、チゴモズやエチゴモグラについて注意深く調査し、猛禽類調査を広く観察できるところで実施するため、猛禽類を中心とした生物の動静は分かると考えているという回答がありました。

事業実施区域において重要な種が生息している可能性があることから、適切な調査が行われるよう、事務局としましては、「現地調査を適切に実施し、その結果重要な種の生息が確認された場合は、環境への影響が可能な範囲で回避・低減されるよう、必要な環境保全措置を検討すること」という意見を付したいと考えております。

続いて、意見番号7のD委員からいただいた騒音の調査地点等に関するご意見です。

例えば、騒音では近隣住居に配慮した調査地点の配置とするという説明ではあるが、近隣の住戸との位置関係などが読みとれなかったことから、もう少し分かりやすく記載していただきたいとの内容です。事業者からは、準備書にて記載方法を検討するという回答がありました。

事務局としましては、地域住民の理解を得るためにも、丁寧な説明と分かりやすい図書を作成することが必要であると考えますので、「当該事業の実施にあたっては、事業の影響を受ける関係地域の住民へ丁寧な説明を行うこと。また、準備書の作成にあたっては、調査・予測及び評価の過程について詳細に示し、文章や図の作成、用語の使用について工夫することで、わかりやすい図書となるよう留意すること」という意見を付したいと考えています。

続いて、裏面をご覧ください。意見番号8のE委員からいただいた水質に関するご意見です。

事業実施想定区域の取水口、放水口付近の海水のCODは環境基準を超えているだけでなく、東港周辺海域のCODレベルより高くなっていること、多量の冷却水の取水及び温排水の放水により、栄養塩を含む成分の動きに影響を与えることで、東港内のCODレベルの増加の可能性があることから、十分に調査・検討いただきたいとの内容です。事業者からは、公共用水域の測定データを注視し、今後CODレベルが増加していく場合、県からの協力依頼があった際には、その内容について協議し可能な範囲で協力するという回答がございました。

また、意見番号9のD委員からも、同様に水質に関するご意見をいただいております。

背後の内陸系からの水路が複数あり、そこを通過して海域と繋がっているとしたら、3℃上昇の水泉ができることはかなりの影響があると想定されることから、詳しくシミュレーションをしていただきたい。また、内陸の流域に対しての影響が懸念されることから、内陸部分

から流入する水系に調査・予測のポイントが必要ではないかとの内容です。事業者からは、温排水を評価項目に選定し、海水の温度上昇範囲のシミュレーションを実施し、温排水拡散の詳細な範囲について準備書にて結果を示すという回答がありました。

両委員の意見を踏まえ、環境基準が未達成な海域における多量の取放水を伴う事業であること、温排水による海域の温度変化について、適切な調査・予測及び評価が実施されるよう求める必要であると考えておりますので、事務局としましては、「温排水による海域の温度変化、取放水の流動に伴う海水の移動等を踏まえて適切に調査・予測及び評価を行い、環境への影響が可能な範囲で回避・低減されるよう、必要な環境保全措置を検討すること」という意見を付したいと考えています。

続いて、意見番号 10 から 13 は関係課からの意見を整理したものになります。

このうち、意見番号 10 は大気質に関する意見です。周辺地域で予定されているバイオマス発電所の影響についても評価に加える必要があるのではないかとの内容です。これに対し事業者からは、他事業者における環境保全措置等の詳細な内容が必要だが公表されていないため、累積的影響の予測・評価は困難との回答でしたが、事務局としましては、「同時期に事業実施想定区域周辺で、他事業者によるバイオマス発電施設の建設や、火力発電所の更新が予定されているため、可能な限り情報収集等を行うことで、複合的な影響についての予測・評価を行うよう努めること」という意見を付したいと考えています。

続いて、意見番号 12 は廃棄物に関する意見です。発生した廃棄物の有効利用に関する工事計画や事業計画を具体的に示し、当該事業によって発生する廃棄物が県内の産業廃棄物処理施設等に与える影響についての評価も必要との内容です。これに対し事業者からは、具体的な産業廃棄物の種類と量は準備書段階で明らかにするとの回答でした。事務局としましては、「事業に伴い発生する廃棄物は有効利用に努めるとともに、発生量や処理計画等について、準備書において具体的に示すこと」という意見を付したいと考えています。

以上を踏まえ、作成しました答申書素案を説明いたします。資料 4 をご覧ください。答申書素案は、総括的事項、個別事項に分かれております。

「1 総括的事項」は 4 点あります。

まず（1）当該事業は、世界最大級のバイオマス発電所の建設計画であり、地球温暖化対策に寄与するものとするが、工事の実施や施設の稼働に伴う環境への影響が懸念される。環境影響評価の実施にあたっては、関係地域を含めた周辺地域の環境について適切な調査・予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全措置についても検討すること。

これは、事業実施想定区域に近接し、環境影響を受ける範囲に含まれる本市として、事業特性を踏まえ、今後の適切な環境影響評価の実施を求める必要があると考え、追加した意見

となります。

続いて（２）当該事業の実施にあたっては、事業の影響を受ける関係地域の住民へ丁寧な説明を行うこと。また、準備書の作成にあたっては、調査・予測及び評価の過程について詳細に示し、文章や図の作成、用語の使用について工夫することで、わかりやすい図書となるよう留意すること。

続けて（３）同時期に事業実施想定区域周辺で、他事業者によるバイオマス発電施設の建設や、火力発電所の更新が予定されているため、可能な限り情報収集等を行うことで、複合的な影響についての予測・評価を行うよう努めること。

（２）については、先ほど資料２の No. 7 で、（３）については資料２の No. 10 で説明させていただきましたので、詳細は省略させていただきます。

続いて（４）環境影響評価の実施において、環境への影響に関し新たな事実が判明した場合は、必要に応じて選定した項目及び手法を見直し、調査・予測及び評価を行うこと。

こちらは今後、環境影響評価を実施する中で、必要な対応を求めるために追加する意見となります。

続きまして「２ 個別事項」も４点となります。

（１）燃料について 準備書においては、バイオマス燃料について、調達先における環境配慮の内容や製造・運搬方法などの詳細を具体的に記載すること。こちらは、資料２の No. 1 及び No. 2 のご意見を反映したものになります。

（２）水環境について 温排水による海域の温度変化、取放水の流動に伴う海水の移動等を踏まえて適切に調査・予測及び評価を行い、環境への影響が可能な範囲で回避・低減されるよう、必要な環境保全措置を検討すること。こちらは、資料２の No. 8 及び No. 9 のご意見を反映したものになります。

（３）動物について 現地調査を適切に実施し、その結果重要な種の生息が確認された場合は、環境への影響が可能な範囲で回避・低減されるよう、必要な環境保全措置を検討すること。こちらは、資料２の No. 6 のご意見を反映したものになります。

（４）廃棄物について 事業に伴い発生する廃棄物は有効利用に努めるとともに、発生量や処理計画等について、準備書において具体的に示すこと。こちらは、資料２の No. 1 2 の意見を反映したものになります。

いずれも資料２において説明した内容となりますので、詳細な説明は省略させていただきました。

以上で答申書素案の説明を終わります。

(会 長)

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありましたとおり、本日は審査会としての答申をまとめていただく作業となります。

ここまでの説明につきまして、まずは会場の方から何かご質問ございますでしょうか。

(C委員)

私の意見は動物のところで入れていただいたのですけれども、そこにあげたエチゴモグラというのはモグラなわけなので、多分開発されるところにはかなりの数が棲んでいるのではないかなと思っているのですけれども、それを例えば保全するという場合は、捕まえて別な場所に移すとか、その辺の計画まである程度しっかり立てていないと、保護するという事にならないという風に思っています。そのこのところを、どういう風にされているのかということをお伺いしたいと思います。

チゴモズの場合も同じですけれども、狩場がなくなるということで、非常に狭い林地に生きている鳥なので、その部分がなくなると、こっちは代償措置を取るのかどうするのかということまで、保全計画までちゃんと立ててほしいということを思っています。

(会 長)

ただ今のご意見につきまして、事業者側から何かコメントはありますか。

(事業者)

1点目のエチゴモグラにつきましては、我々調査でやる場合には、捕獲することが鳥獣保護法の関係でできませんので、先生がおっしゃるように重要な観点だと思うのですが、調査時に捕まえて保全するというのはちょっと困難です。ただし、調査で出てきましたら、工事をする前に先生に相談するなりして、保全措置を講ずることを、今後考えていきたいと思えます。

2点目につきましては、ニッチな環境で棲んでいるとおっしゃいましたけれど、調査をして、当然のことながら営巣木があるようでしたら、それなりの対策を考えなければいけないと思いますし、仮に無いようであっても、餌をどうやって確保していくかということを総合的に考えてまいりたいと考えています。以上でございます。

(C委員)

なかなか保全は難しいので、やっぱりやったけれどもなくなってしまいました、消えてしまいました、ということのないようにしていただくようお願いいたします。

(会 長)

ほかにごございませんでしょうか。

(A委員)

今ほどC委員のお話にありました、2つ目のお話のチゴモズですね。こちらの方は希少種となっており、個体数も非常に少ない、繁殖期も限られていますので、ぜひ繁殖期の適切な時期に調査していただきますよう、くれぐれもよろしく願いいたします。

(事業者)

承知しました。

(会 長)

ほかにございませんか。

(D委員)

No. 9の私の発言内容を事務局で取りまとめていただいたのですけれども、数日前に気づいたのですが、2行目中ほど「3℃上昇の水泉ができてしまう」という水泉の泉を、発言した時には、例えばワインボトルのコルクのような、要するに熱のこもった水の栓が、というような意味。まあ、これでも実は意味が通じるみたいですけど。そういうことをご理解いただけるでしょうか。

要するに、下の今までの環境下の水のたまりに対して、熱い栓で封をしてしまう状況をイメージしたので、そういう発言をしたんですけれども。即対応すれば良かったのですけれども、せっかくですからお伝えしたいと思いました。

(会 長)

泉ではなくて、栓の方ですよ。

(D委員)

そうですね。泉でもいいんですけどね。熱い水が沸き上がるというイメージとして。

(会 長)

会場の方は他にございませんでしょうか。

もしあれば、ウェブで参加の方のご意見も伺いたいと思います。特にございませんか。

それでは、会場でもウェブでもどちらでもいいですが、その他ご意見、コメント等ございませんでしょうか。

(C委員)

バイオマス発電は、今グリーンウォッシュで問題になりつつある発電所。グリーンウォッシュというのは、一見環境に良さそうだけれども、実は自然環境には悪い影響を与えるということがあるので、そういうものにならないような発電所にしていただきたいということで。

イーレックスさんの方ではTCFDを出しておられるわけなので、TNFDという自然管理に関する財務情報開示のタスクフォースというものもありますので、そちらの方もぜひ開示する

ような形にさせていただいて、ちゃんとその部分も担保しているということを明らかにしていただければいいかなという風に思っています。

(会 長)

事業者側よろしいでしょうか。何かコメントございますか。

(事業者)

自然保護の観点から、事業者の観点として色々公表させていただきたいとは思っておりますけれども、各事業につきましてはそれぞれ検討させていただきたいと思っております。

(会 長)

他はございませんでしょうか。

(F委員)

材料であるペレットのことで少しお聞きしたいのですが、これは粉碎したものを固めたものを輸入するという形でしょうか。輸入してくることに伴って、動物だったり植物だったりというのが、一緒に付着して輸入されるという懸念はないのでしょうか。もしそれがあるのであれば、それに対して対策を取ると言うのを、準備書などに記載していただいた方がいいかなと思います。

(事業者)

今ご指摘いただきましたように、今回使いますバイオマス燃料はペレット化いたしますので、ペレット化する時に高温で凝縮するということになりますので、まずそこで熱を加えた加工品ということになります。ですので、生材ではないということです。それを運んで参りますので、運ぶ時に一緒に何らかの生物が入るという可能性もあるわけですが、それについては必要に応じて燻蒸等の作業をいたしますので、そういったものが入らないように対応していきたいと考えております。

(会 長)

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、皆さまからいただいた意見は答申書素案に反映されているものと考えますが、審査会としての答申は、案のとおりでよろしいでしょうか。

それでは特にないようですので、答申については案のとおりとしたいと思います。

次に次第3、「その他」でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

特段ございません。

(会 長)

ほかに、委員の皆さまから、何かこの場でご意見等ございますでしょうか。

(C委員)

質問のところの内容で、B委員とD委員から火災についてありますが、バイオマス発電所で色々な火災事故が発生していると聞いておりますので、そういう懸念もどのように対処するのかというところが、明らかになっているところは教えていただければと思います。

(事業者)

事業者の回答のところにも記載させていただいておりますが、当地域は石油コンビナート特別地域に指定されておりますので、特に火災等に気をつけなければいけないところということを重ね認識いたしまして、対策させていただきたいと思っております。

また、ご指摘にありましたように、バイオマスの事故が最近聞かれるようになってきておりますので、その点非常に注意いたすように、具体的にはそこに記載させていただいておりますが、燃料がペレットでございますので、ペレット等の粉じんがまずは外に飛ばないように、機械であれば、アンローダーも吸込式のものや、ベルトコンベアを密閉式のものにするということをしていきたいと思っております。逆にそういったもので閉じ込めていきますので、そこでの粉塵を吸収できるような集塵機をつけたり、対策を十分にしていきたいと思っております。いざという時には、消火設備といたしまして、予防のために、まずベルトコンベアでは光ファイバーを使ったようなもので温度検知するとか、水噴霧をつけるとか、十分な消火対策をしていきたいと考えているところでございます。

そういったことをしまして予防をするわけですが、最近の事故を受けまして、それらの今後の原因調査、対策といったものも踏まえて、我々も必要なことはそこに入れ込んでいきたいと考えてございます。

(C委員)

ありがとうございます。再発酵して、その発酵熱によって発火する、ガスが出るということがあるという風に聞いているのですけれども、囲われるというのはよくわかるのですけれども、例えば雨に触れるというケースも、運搬の途中とか積載の時にあると思うので、その辺の対策というのはどうなっているのでしょうか。

(事業者)

今おっしゃられましたように、木質ペレットが濡れた状態で長期に保管されていますと、発酵していく、熱を持って行くという傾向がありますので、まず1つ目の対策といたしましては、基本的には降雨時には荷役はしない、さらに荷役する時も好天時プラス、ベルトコンベアを密閉式のものにして、なるべく濡れるようなことを起こさないということで。しまうのも倉庫にしましますので、濡れないようにするというのがまず1つですね。

それから倉庫に保管してございまして、徐々に湿分等が上がって発酵するということがある

と思うのですけれど、それは長期滞留しておくという起こるそうでございますので、循環装置をつけるつもりでございます、なるべく運用上は長期に保管しないようにするのですけれど、それでもある程度保存のために置きますので、それについては循環させて、滞留しないようにするというような措置を取っていきたいというように思っています。

(A委員)

今ほど具体的な対策のお話をいただきましたが、それはこちらの答申書には盛り込む必要はないのでしょうか。

(会 長)

質問という形で出されているということで、答申書の中には盛り込んでいないということですかね。

(事務局)

はい、そういったことになります。

(D委員)

本来だったら説明する立場ではないのですが、環境影響評価項目には火災とかそういった項目が入らないので。例えば、この施設は耐震設計が必要ですよ、という意見があって、それは違う段階での審査プロセスであってという、多分そういうことなんですよ。ただ、やはり大きな意味で、こういった委員会で、火災とかそういった危険が起きるとするのは、極めて大きな危険要因になるので、ここで意見を事業者に伝えるということは大いに結構なことだと、私は個人的に思っていますけれど。事業者は多分、意見があるということは、きっと認識して大事にいただけるものと信じています。

(事業者)

貴重なご意見、ありがとうございます。おっしゃられるように、実際の防災対策措置は所轄の消防署さんをご相談しながらやっていくことになると思いますので、具体的にはそこで決まることになると思いますが、こういった審査会で先生方に貴重な意見をいただいたということは肝に命じまして、対応していきたいと思っております。

(D委員)

先ほど対応策で、密閉式のコンベアを使うというようなことなのですが、例の武豊の火災の現場を見ていると、コンベアのところで、要するに山火事のように燃える材料っていうのと、それが一体化している状況ですよ。ですから、密閉は大変重要なことなんです、逆にトンネル効果だとか煙突効果だとか、そういったもので火災を助長させるような懸念も私の個人的なイメージではあるので、多分なかなか難しい問題になってくるだろうと思うんですね。ですから、私は県の方でも委員になっているものですから、そういったこと

の対応策を、この事業で実験場になされないようにということは申し上げたのです。きちんと対応策ができた段階で、やっぱり具体的な事業をもう一度、こういった火災に対する防御を含めた事業計画を一段階進めてほしいということを県の方では申し上げていたんですけども、せっかくですから、この場でも改めて確認していただきたいという風な気がして。非常に重要なコンビナートがいっぱい、可燃物だとかがある事業地ですので、その辺に十分対処して、事業計画を練り直していただきたいという風に、ここでも申し上げておきたいと思います。

(事業者)

貴重なご意見ありがとうございます。事業者といたしましても、最近の事故は気にしておるところでございます。事故の状況、原因対策、そういったものを、今後の状況を見ながら必要な措置は取り入れていきたいと考えてございます。

(会長)

ありがとうございます。それ以外に何かございますか。

(B委員)

今の件については全くD委員のおっしゃったとおり、私も一番、やはり非常に心配してましたのは火災の問題です。D委員の指摘のとおり、これはやはり消防の別の分野だと捉えずに、やはりその辺の対策をきちんとしていただきたい。お願いいたします。

それから私は前に資料2の4の中で、県内の森林バイオマスが使えないかというようなことを申し上げました。また、それを私も森林行政、あるいは森林事業者にも色々とお訊ね、あるいは仕事を見ているんですけど、やはり現状では難しいですね。というのは、新潟県そのものが森林行政の非常に貧しさ、要するに、木は植えたけど、その木をおろす方法を考えなかった。これは新潟県の森林行政の非常に貧しい、これはむしろ事業者の皆さんじゃなくて、県を叱咤しなきゃいけない事項だと思っております。

それからもう一つ、ちょっとこれは全く外れます、私の雑感でございます。皆さんご存知の通り、先週農水省が農業の見える化というのを出しました。要するに、温暖化対策、温室効果ガスに対する排出対策、そして生物多様性というその2つの項目を絞りまして。そして商品ごとに、例えばほうれん草というものがあれば、このほうれん草は温暖化対策はできているけれども、生物多様性にはなっていないということで、温暖化対策だけスターマークを入れると。生物多様性も配慮しているということであれば、2つのマークを入れると。そのマークをつけた商品をいくつか、20 ぐらいかな。要するに、そういう形に見える化というものを出しました。で、林野庁が兄弟みたいなものですから、林野庁もいつかどこかでそういう方法を出してくるのではないかと。だからそういう意味での森林に伴う、あるいはバイ

オマスに伴う見える化、そういう精神を今から持って進めなければいけないのではないかと。要するに、見える化策っていうのを農水省が出しました。ですから、今後そういう形にどんどんなっていくと思います。事業者の方も、そういう見える化ということを視点に置いた対策というものをぜひお願いしたい、そう思います。

(会長)

ぜひ見える化対策をお願いしたいというお話でしたけど。コメントよろしいですか。何かありますか。

(事業者)

ご意見ありがとうございます。見える化、おっしゃるように進んでおりまして、燃料についてもトレーサビリティを確立するような話になっておりますので、そういったものに種々対応して参りたいと思っております。

(会 長)

たくさんの意見いただきましたけれども、大体よろしいでしょうか。

ありがとうございました。本日は円滑な審議にご協力いただき、ありがとうございました。それでは事務局の方にお返しいたします。

(司 会)

委員の皆さま、そして事業者の皆さま、長時間に渡りご審議をありがとうございました。

事務局の方から、今後の流れについて簡単にご説明をいたします。本日取りまとめたいただきました答申については、会長の方から市長にご提出をいただきまして、3月15日までに市長意見として新潟県知事に提出するという流れの予定です。

以上を持ちまして、本日の審査会の方は終了となります。本日はありがとうございました。